

都計第801号

千葉県都市計画審議会 様

市川都市計画道路の変更について（付議）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり貴審議会に付議します。

令和4年1月18日

千葉県知事 熊谷俊人

市川都市計画道路の変更(千葉県知事決定)

都市計画道路中3・4・25号湊海岸線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・25	湊海岸線	市川市湊	市川市塩浜一丁目	市川市千鳥町	約2,730m	地表式	2車線	16m	地下鉄東西線と立体交差 JR京葉線と立体交差 自動車専用道路1・2・1号と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理由

本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通機能を確保するため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

市川都市計画道路(千葉県決定)の変更理由書

都市計画道路3・4・25号湊海岸線は、旧江戸川の都県境を起点として、市川市塩浜に至る延長約2.7キロメートルの路線であり、旧江戸川渡河部の橋梁区間を除き概成している。

葛南地域における都県境では、江戸川及び旧江戸川に架かる限られた橋梁に交通が集中し、交通混雑が発生しており、交通混雑の緩和や帰宅困難者の円滑な避難ルートの確保など防災面の観点から、本路線の整備を進める必要がある。

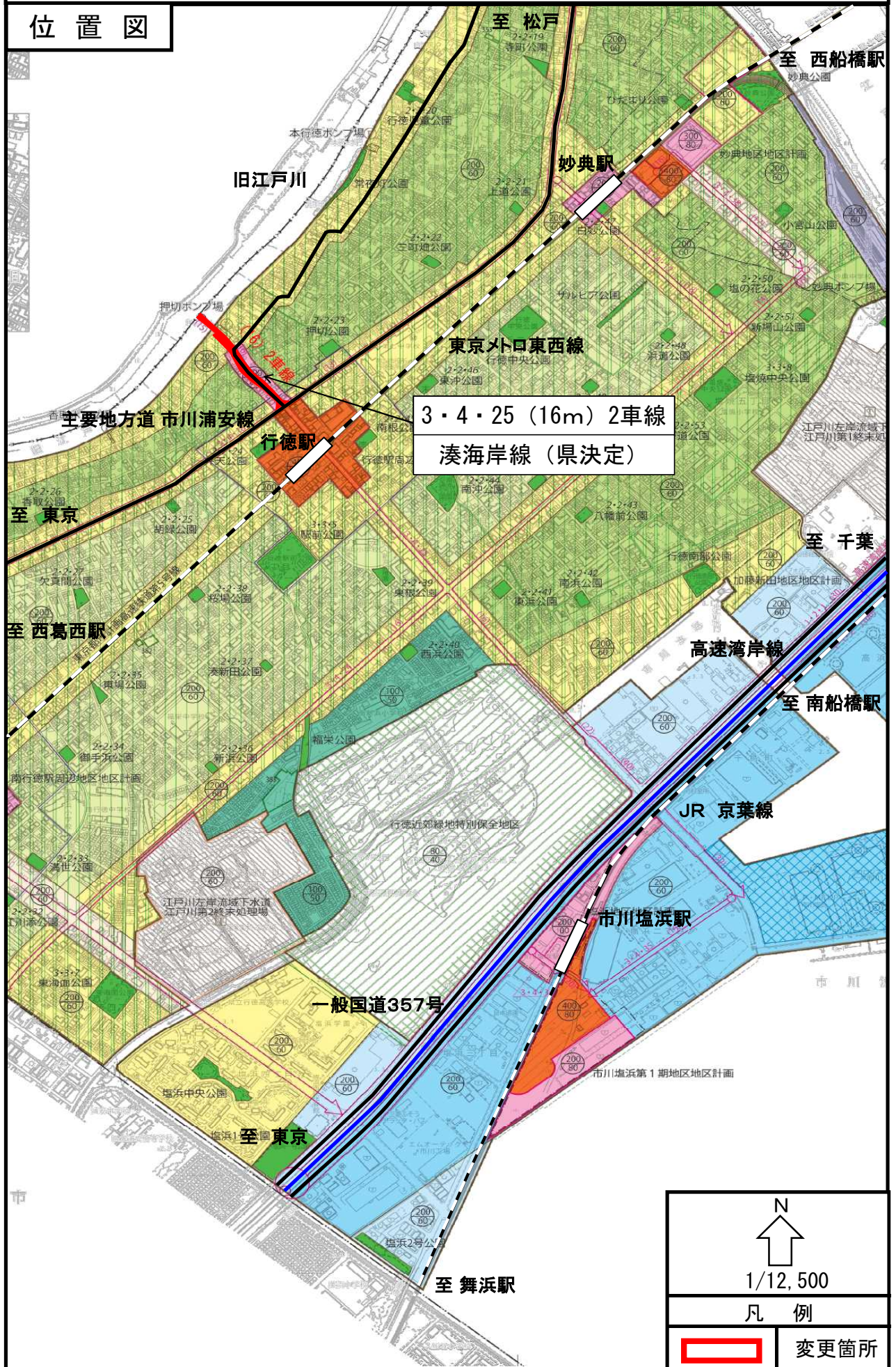
本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通機能を確保するため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

市川都市計画道路の概要(千葉県知事決定)

名 称		変更の内容									
番 号	路線名	旧番号	旧路線名	起 点	終 点	線 形	延 長	構造形式	幅 員	車線 の数	備 考
3・4・25	湊海岸線	—	—	—	—	変更	—	—	16m→22.6m 19.5m→26m 16m→20.5m	2車線	起点部から3・4・18号までの 幅員・線形を変更する

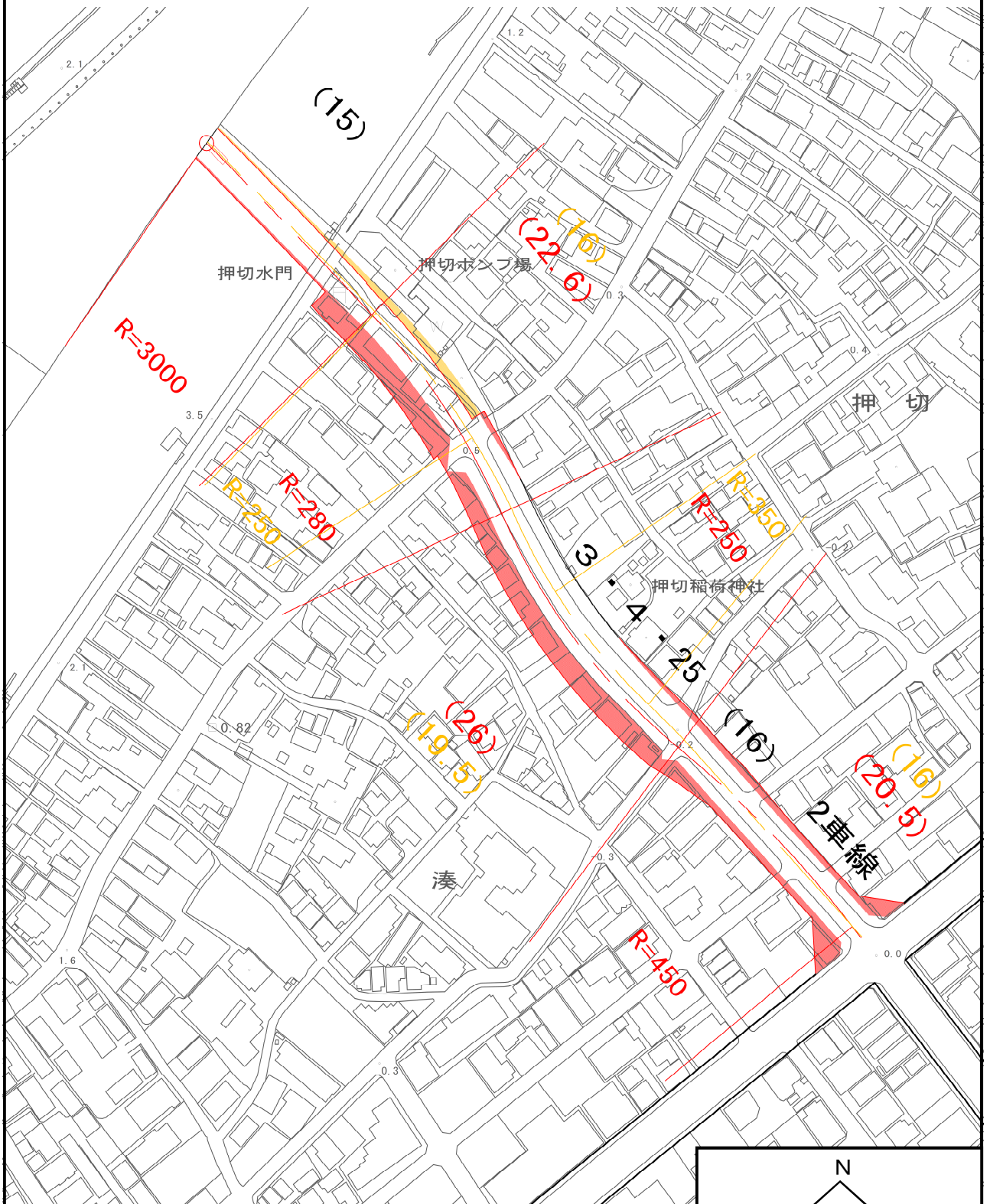
市川都市計画道路の変更について(千葉県決定)




位置図



市川都市計画道路の変更について(千葉県決定)

計画図



N  1/2,500	
凡 例	
	追加
	廃止

意見書の要旨の提出について

都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の案を公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出があったので、同法第21条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により、その要旨を貴審議会に提出します。

市川都市計画道路の変更に係る意見書の要旨

1 A氏 市川市

- ① 橋梁高架の際、高齢化社会、障がい者の車いす利用との共生社会、乳母車利用者等の利便性を考慮し、エレベーターの設置は常識となっている。
- ② 橋梁とすることにより、台風、集中豪雨等で一番低いバイパス交差点にさらに水が流れ込み、現在の状況より被害が甚大になる。
- ③ 堤防は劣化し、すきま等があり老朽化しており、本計画は橋を架ける目的のみで進められているが、地域住民の安全性を優先することが最重要課題である。
- ④ 土地や建物が道路の区域にかかる住民は、代替地などの補償は自分で探してくださいとのことだが、皆高齢化しており不可能なことも多く、どれだけの補償ができるのか疑問である。
- ⑤ 従来の計画とし、堤防点検道路については水門箇所等を低くする、信号を付ける等の改善をして渡り易く利用し易い形にし、道路の区域にかかる住民の被害を最小限にとどめ補償を手厚くすることで、事業への賛同を得やすいと考える。

2 B氏 市川市

- ① 都市計画変更の認識がなく、立ち退かないといけない予定の住民に対して個別の連絡がないこと、またスケジュールが示されていないこと等、説明不足であることが否めない。
- ② 道路の拡幅変更計画を進める際に、計画の保留や未決定などの再考もなく進むのに違和感があり、用地交渉に対して真摯に対応していただけるのかを疑う。事務所として利便性のある立地や建物の活用性を考えると立ち退くことは死活問題であり、都市計画変更に反対する。